三　好　市

次世代育成支援行動計画（後期計画）

平成 22 年 3 月

三　好　市

計画の目次

第１章　計画の策定にあたって 1
１　計画策定の趣旨 1
２　計画の性格 2
３　計画の期間 2
４　計画の策定体制 3

第２章　子どもと家庭を取り巻く状況 4
１　少子化の現状 4
２　産業と就労の現状 8
３　子育てに関する意識の現状 9
４　推計人口 19

第３章　計画の基本的な考え方 21
１　基本理念 21
２　基本方針 22
３　主な視点 24

第４章　施策の展開 26
基本方針１　地域における子育ての支援 26
基本方針２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 28
基本方針３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 30
基本方針４　子育てを支援する生活環境の整備 32
基本方針５　職業生活と家庭生活との両立の推進 33
基本方針６　子どもの安全の確保 35
基本方針７　要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進 36
基本方針８　経済的支援 38
■　事業の数値目標 39

第５章　計画の推進に向けて 40
１　計画の推進 40
２　推進体制 40
３　計画の進捗状況の管理・評価 40

資料 41
三好市次世代育成支援行動計画策定委員名簿 41
三好市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱 42

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

このような中、国においては「エンゼルプラン」（平成６年）、「少子化対策基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成 11 年）などにより、少子化対策が推進されてきました。しかし、出生率の低下という現象は続いています。

1 人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、総人口維持水準である 2.08 を昭和 49 年以降一貫して下回っています。平成 19 年は、平成 18 年の 1.32 を 0.02 ポイント上回る 1.34 となり、2 年連続で上昇しました。平成 20 年の出生数は、国の推計では前年を若干上回ると見込まれているものの、少子化の進行は歯止めがかかっていない状況です。

また、婚姻についてみると、平成 20 年の婚姻件数は 726,113 件（概数）、婚姻率は 5.8（概数）といずれも前年から増加に転じていますが、平均初婚年齢は平成 20 年で男性が 30.2 歳、女性が 28.5 歳と上昇を続けており、晩婚化が進行しています。

このため、子どもを生みたい人が安心して健やかに生み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、これまで以上に必要とされています。

こうした少子化の流れを変えるため、平成 15 年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を成立・公布しました。推進法では、市町村は国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定するものとしており、三好市では、平成 17 年 3 月に合併前の旧６町村にて、それぞれ「次世代育成支援行動計画」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

さらに、前期計画策定以降も、全国的な少子化が進行している状況を踏まえ、国は「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（平成 19 年 12 月）を策定しました。この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとし、特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取り組みを進めていく方針を示しています。

本計画は、このような全国的な動向も踏まえつつ、三好市におけるこれまでの次世代育成支援対策の取組みの進捗状況や課題を整理し、平成 22 年 4 月から始まる新たな行動計画（以下、「後期計画」という。）として策定するものです。

２　計画の性格

本計画は、推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、三好市がこれから進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示したものです。

また、本計画は、国や県の動向を踏まえるとともに、これまでの市の取り組みとの継続性を保ち、同時に様々な分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働のもと、母子保健や児童福祉、教育、またその他子育て支援における環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

さらに、三好市の次世代育成支援対策を着実に推進していくために、市民一人ひとりを初め各家庭や学校・地域・職場の積極的な取り組みを推進するものです。

３　計画の期間

本計画は、推進法で規定する 10 年間の集中的な取組み期間のうち、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期 5 年間を計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、三好市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

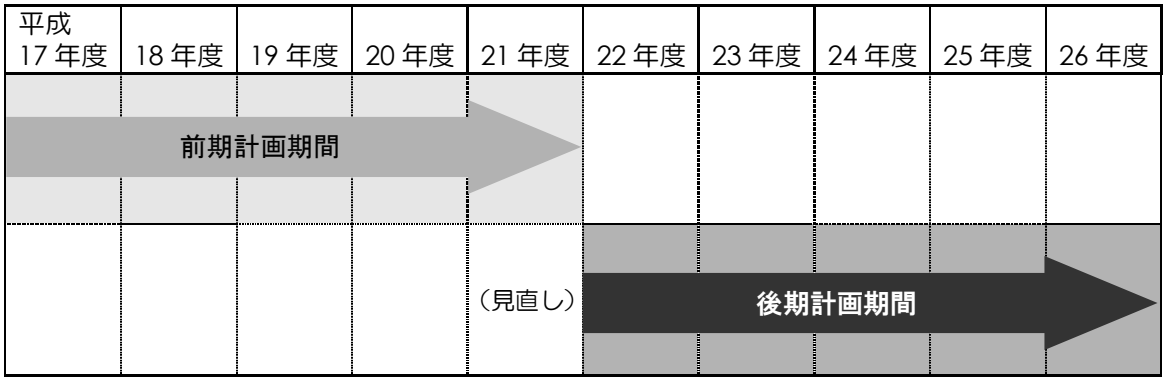

４　計画の策定体制

本計画は、策定の段階から積極的な住民参加によって計画づくりを行いました。

（１）ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的及び質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に、平成 21 年 2 月、「三好市次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。各結果から出た意見や課題を計画に反映させています。

■「三好市次世代育成支援に関するニーズ調査」の概要

調査対象	就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
標本数	639 人	1,045 人
調査方法	郵送及び手渡しにより配布・回収	
有効回収数	551 人	868 人
有効回収率	86.2%	83.1%
調査時期	平成 21 年 2 月	
調査地区	市内全域	

（２）次世代育成支援行動計画策定会議

本計画の策定にあたり、策定段階において関係者の意見を幅広く聴取するため、子育て支援サービス利用者、関係団体、有識者などからなる「三好市次世代育成支援行動計画策定委員会」を開催し、前期計画の進捗状況や「ニーズ調査」、新たな課題などをもとに、素案の検討を行い、三好市の子育て支援のあり方について協議しました。

第２章　子どもと家庭を取り巻く状況

１　少子化の現状

（１）人口の推移

三好市の人口は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 32,393 人となっており、昭和 60 年国勢調査（合併前旧町村の合計）の 45,340 人から減少傾向にあります。

また、年齢３区分人口割合の推移をみると、15 歳未満人口である年少人口の割合が 18.0%から 9.9%に減少したのに対し、65 歳以上人口である高齢者人口は 17.3%から 36.6%に増加し、少子高齢化が急速に進行している状況がみられます。

総人口と年齢３区分人口（比率）の推移

単位：人、%

区　　分	昭和 60 年	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
総人口	45,340	42,219	40,087	37,305	34,103	32,393
年少人口（15 歳未満）	8,167	7,132	6,056	4,781	3,793	3,200
（総人口比）	18.0	16.9	15.1	12.8	11.1	9.9
生産年齢人口（15～64 歳）	29,312	26,203	23,264	20,515	18,074	17,349
（総人口比）	64.7	62.1	58.0	55.0	53.0	53.6
高齢者人口（65 歳以上）	7,861	8,884	10,767	12,006	12,236	11,844
（総人口比）	17.3	21.0	26.9	32.2	35.9	36.6

※ 昭和 60 年～平成 12 年の数値については、旧６町村の数値を合計しています
※ 年齢不詳人口を含む

【資料】昭和 60 年～平成 17 年：国勢調査、平成 21 年：住民基本台帳（4 月 1 日現在）

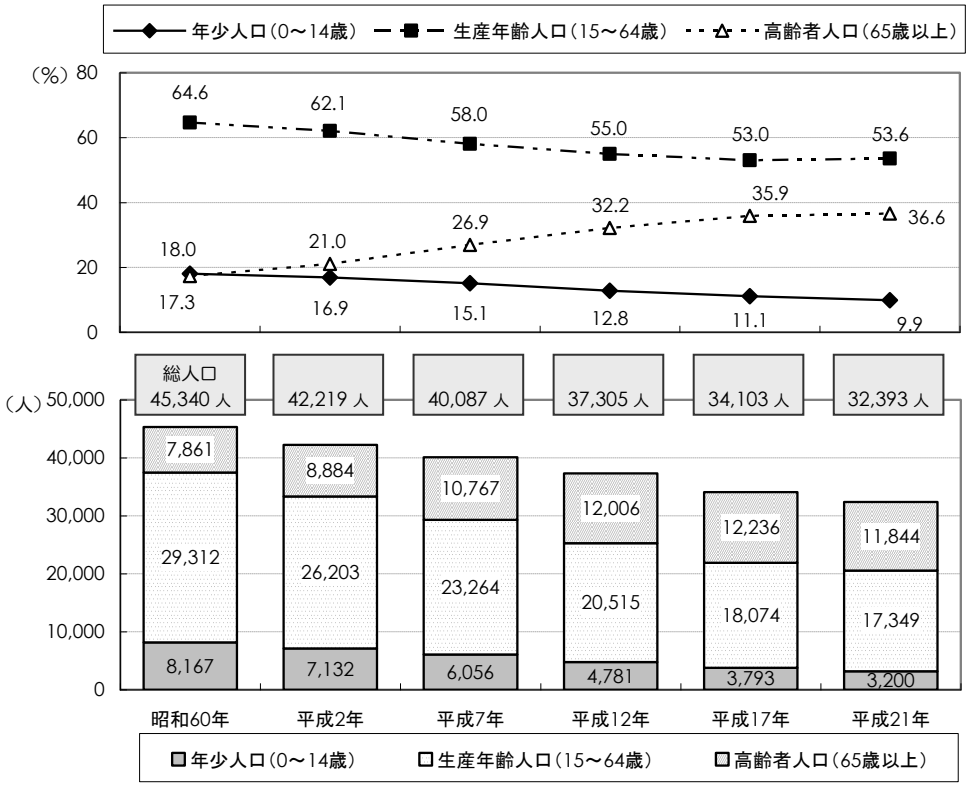

（２）世帯数の推移

三好市の世帯数は、人口の減少に伴い、平成 17 年で 13,114 世帯となっており、平成 2 年の 14,250 世帯から減少傾向にあります。

また、1 世帯あたりの平均人員は平成 2 年では 2.86 人であったのが、平成 17 年には 2.49 人と、減少傾向となっており、核家族化の進行、単独世帯の増加がその原因と考えられます。

世帯数および 1 世帯あたりの平均人員の推移

単位：世帯、%、人

区　　分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
一般世帯数	14,250	13,965	13,569	13,114
単独世帯	3,035	3,310	3,472	3,777
（一般世帯比）	21.3	23.7	25.6	28.8
核家族世帯	8,037	7,834	7,277	6,982
（一般世帯比）	56.4	56.1	53.6	53.2
夫婦のみの世帯	3,377	3,491	3,432	3,239
（一般世帯比）	23.7	25.0	25.3	24.7
夫婦と子からなる世帯	3,563	3,254	2,804	2,591
（一般世帯比）	25.3	23.3	20.7	19.8
父または母と子からなる世帯	1059	1089	1031	1152
（一般世帯比）	7.4	7.8	7.6	8.8
その他の親族世帯	3,149	2,807	2,795	2318
（一般世帯比）	22.1	20.1	20.6	17.7
非親族世帯	285	140	25	37
（一般世帯比）	0.2	0.1	0.2	0.3
1世帯あたりの平均人員	2.86	2.72	2.64	2.49

【資料】国勢調査

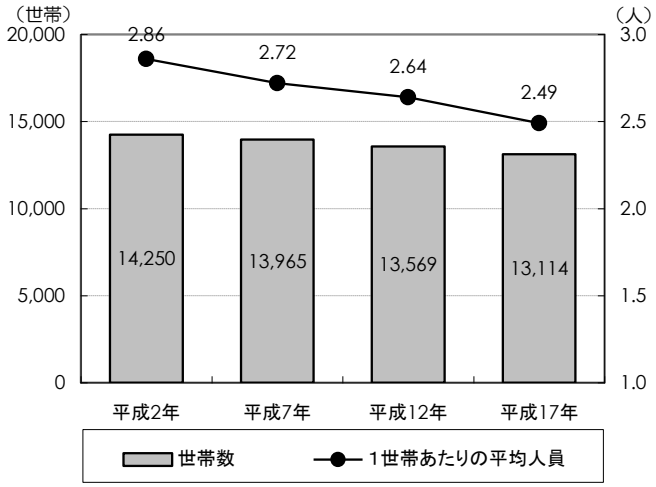

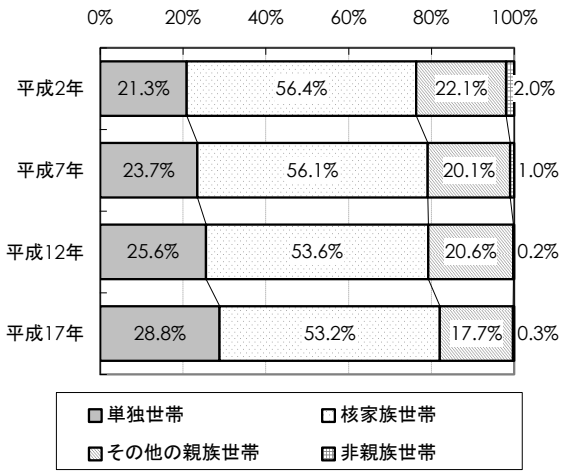

（３）出生の動向

① 出生数

出生数の推移をみると、平成 17 年から平成 20 年において、最大で平成 17 年の 187 人、最小で平成 18 年の 146 人となっており、近年は増加傾向にあります。また、人口に占める出生率（人口 1,000 人当たり）についても、近年は同様に増加しています。

出生数と出生率の推移

単位：人、人／千人

区　　分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
出生数	187	146	151	168
総人口	34,623	33,837	33,052	33,052
出生率（人口1,000人当たり）	5.40	4.31	4.57	5.08

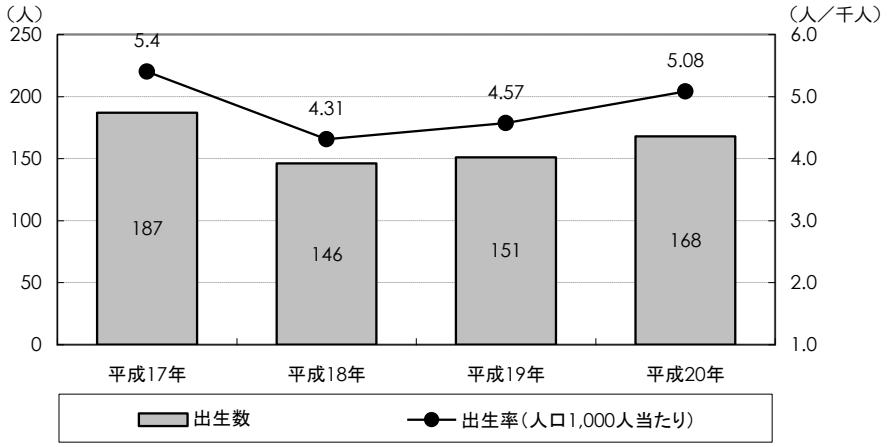

② 合計特殊出生率

平成 15 年から平成 19 年における平均の合計特殊出生率は 1.44 と、全国平均・徳島県平均と比べると高くなっています。また、県内の他市と比較すると、阿南市に比べると低いものの、その他の市に比べると高くなっています。

しかし、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準：2.07～2.08）から、大幅に下回っている状況です。

平均合計特殊出生率（平成 15 年～平成 19 年）

三好市	徳島市	鳴門市	小松島市	阿南市	吉野川市	阿波市	美馬市	徳島県	全国
1.44	1.25	1.22	1.37	1.51	1.30	1.34	1.39	1.33	1.31

【資料】厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」（平成15年～平成19年）

③ 母親の年齢別出生率

母親の年齢別出生数の割合をみると、25～29 歳及び 30～34 歳が全体の約６割、35 歳以上が約 17%を占めています。また、平成 17 年に比べ、20 歳代の出生割合は減少していますが、35 歳以上は増加しています。

母親の年齢別出生数とその割合の推移

単位：人、%

区　　分		平成 17 年		平成 18 年		平成 19 年	
出生数・割合		187	100.0	146	100.0	151	100.0
母親の年齢	15 歳～19 歳	4	2.1	1	0.7	4	2.6
	20 歳～24 歳	36	19.3	29	19.9	28	18.5
	25 歳～29 歳	68	36.4	52	35.6	49	32.5
	30 歳～34 歳	49	26.2	45	30.8	44	29.1
	35 歳～39 歳	24	12.8	15	10.3	23	15.2
	40 歳～44 歳	6	3.2	4	2.7	2	1.3
	45 歳～49 歳	0	0.0	0	0.0	1	0.7

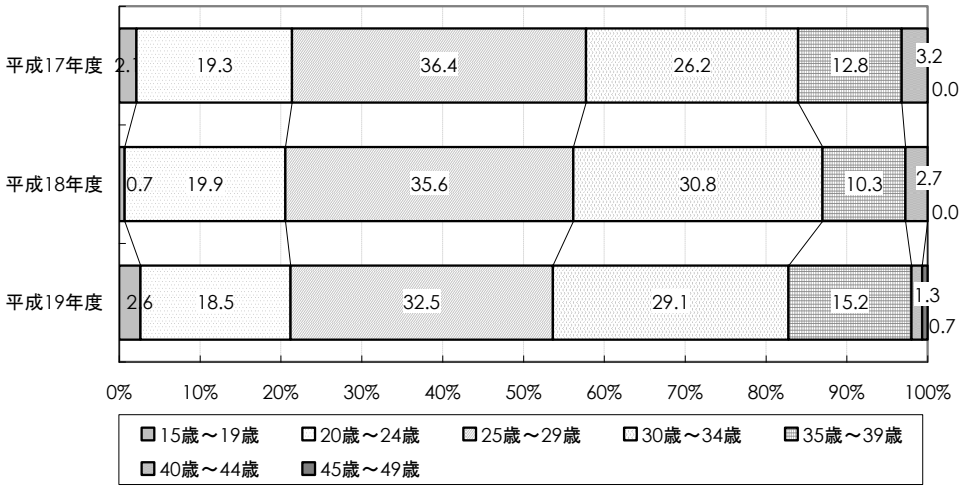

２　産業と就労の現状

（１）産業別就労人口の推移

三好市の産業人口は、人口の減少に伴い、減少傾向にあります。

産業別にみてみると、第１次産業、第２次産業の就労人口が減少しているのに対し、第３次産業の就労人口は増加傾向となっており、平成 17 年には産業人口の６割以上を占めています。

産業別就業人口の推移

単位：人、％

区　　分	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	年平均伸び率		
					H2/H7	H7/H12	H12/H17
総人口	42,219	40,087	37,305	34,103	△ 1.03	△ 1.43	△ 1.78
産業人口総数	19,505	18,302	16,020	14,270	△ 1.27	△ 2.63	△ 2.29
第１次産業	2,723	2,130	1,500	1,159	△ 4.79	△ 6.77	△ 5.03
（割合）	14.0	11.6	9.4	8.1			
第２次産業	7,368	6,725	5,418	4,238	△ 1.81	△ 4.23	△ 4.79
（割合）	37.8	36.7	33.8	29.7			
第３次産業	9,398	9,429	9,056	8,838	0.07	0.80	0.49
（割合）	48.2	51.5	56.5	61.9			
分類不能	16	18	46	35			
就業率	46	46	43	42			

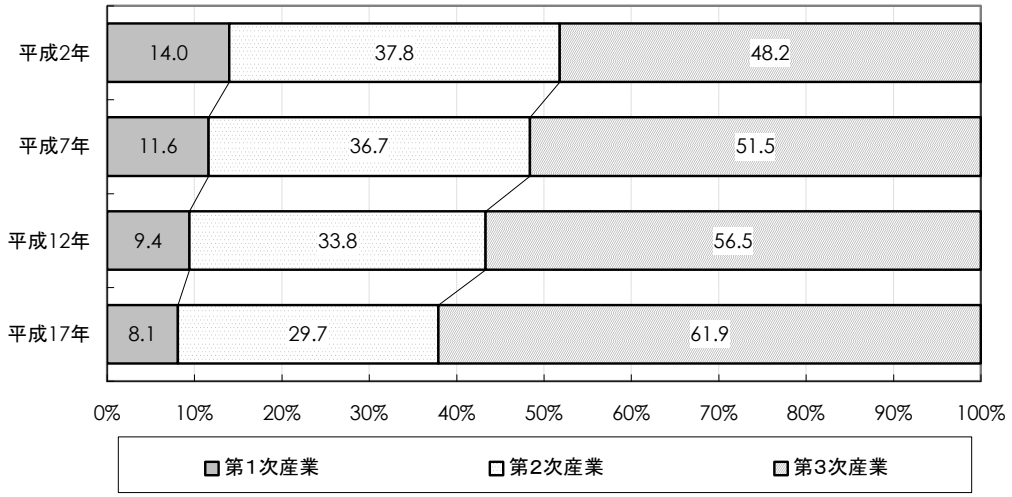

３　子育てに関する意識の現状

（１）子育て環境の総合評価（各サービスの評価）

①子育て支援サービスの認知度

サービスの認知度については、就学前児童を持つ保護者では“保健師による育児相談”（77.7%）で最も高く、次いで“放課後児童クラブ”（75.1%）、“地域子育て支援センター”（73.0%）の順となっています。

一方で、小学校児童を持つ保護者では“放課後児童クラブ”（89.3%）で最も高く、次いで“保健師による育児相談”（77.3%）、の順となっています。

全体的に就学前児童を持つ保護者の方が、小学校児童を持つ保護者に比べて子育て支援サービスへの認知度は高くなっています。

子育て支援サービスの認知度

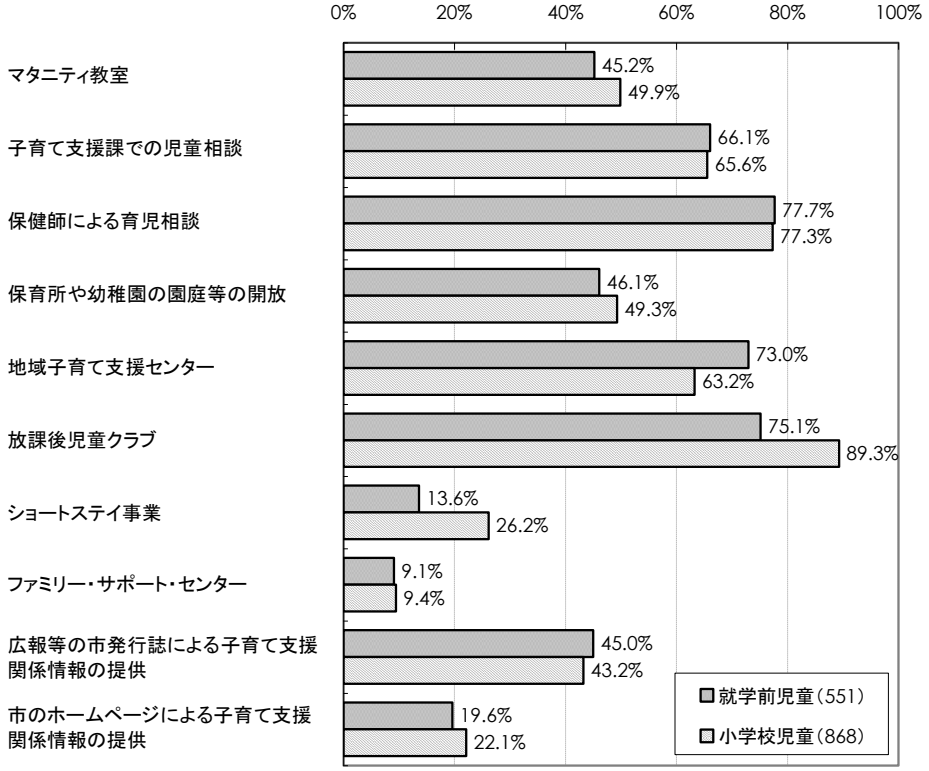

※ グラフ内の（ ）の数値は、その設問の回答対象者総数を表しています。以降のページについても同様です。

② 子育て支援サービスの利用状況

サービスの利用率については、小学校児童を持つ保護者で“放課後児童クラブ”で 51.6%と半数以上と高くなっているものの、それ以外のサービス、就学前児童を持つ保護者では全てのサービスにおいて、４割未満の利用率となっています。

認知度同様、就学前児童を持つ保護者の方が、小学校児童を持つ保護者に比べて子育て支援サービスへの利用率は全体的に高くなっており、特に「地域子育て支援センター」の利用率では 10 ポイント以上上回る結果となっています。

子育て支援サービスの利用状況

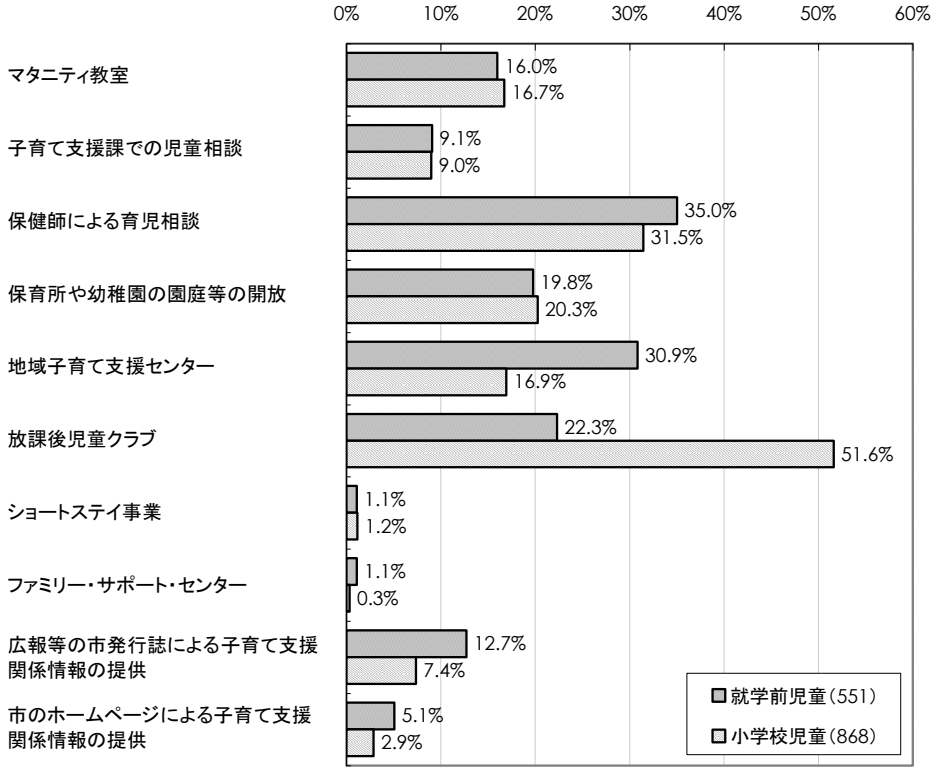

③ 子育て支援サービスの今後の利用意向

サービスの今後の利用意向については、全ての項目において、就学前児童を持つ保護者の方が、各種サービスに対する利用意向が高くなっています。

特に“放課後児童クラブ”、“保育所や幼稚園の園庭等の開放”、“保健師による育児相談”の利用意向が高くなっているものの、次いで“広報等の市発行誌による子育て支援関係情報の提供”への利用意向が高くなっており、子育てに関する情報を求めている保護者が多いことが分かります。

子育て支援サービスの今後の利用意向

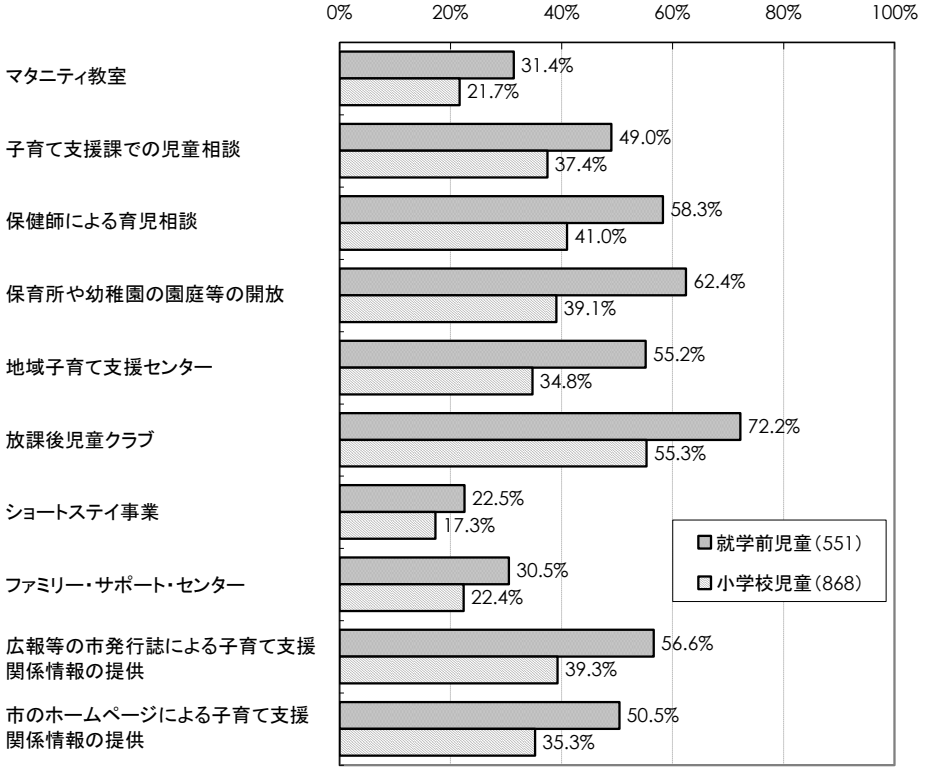

④ 就学前児童を持つ保護者の保育サービスに対するニーズ

就学前児童を持つ保護者の保育サービスに対するニーズについては、「病児・病後児保育」が29.0％と約３割を占め最も多く、次いで「一時預かり」(22.5％)、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービス)」(21.2％）の順となっており、子どもの急な病気に対する対応や、一時的な保育サービスへの希望が高くなっています。

子育て支援サービスの今後の利用意向

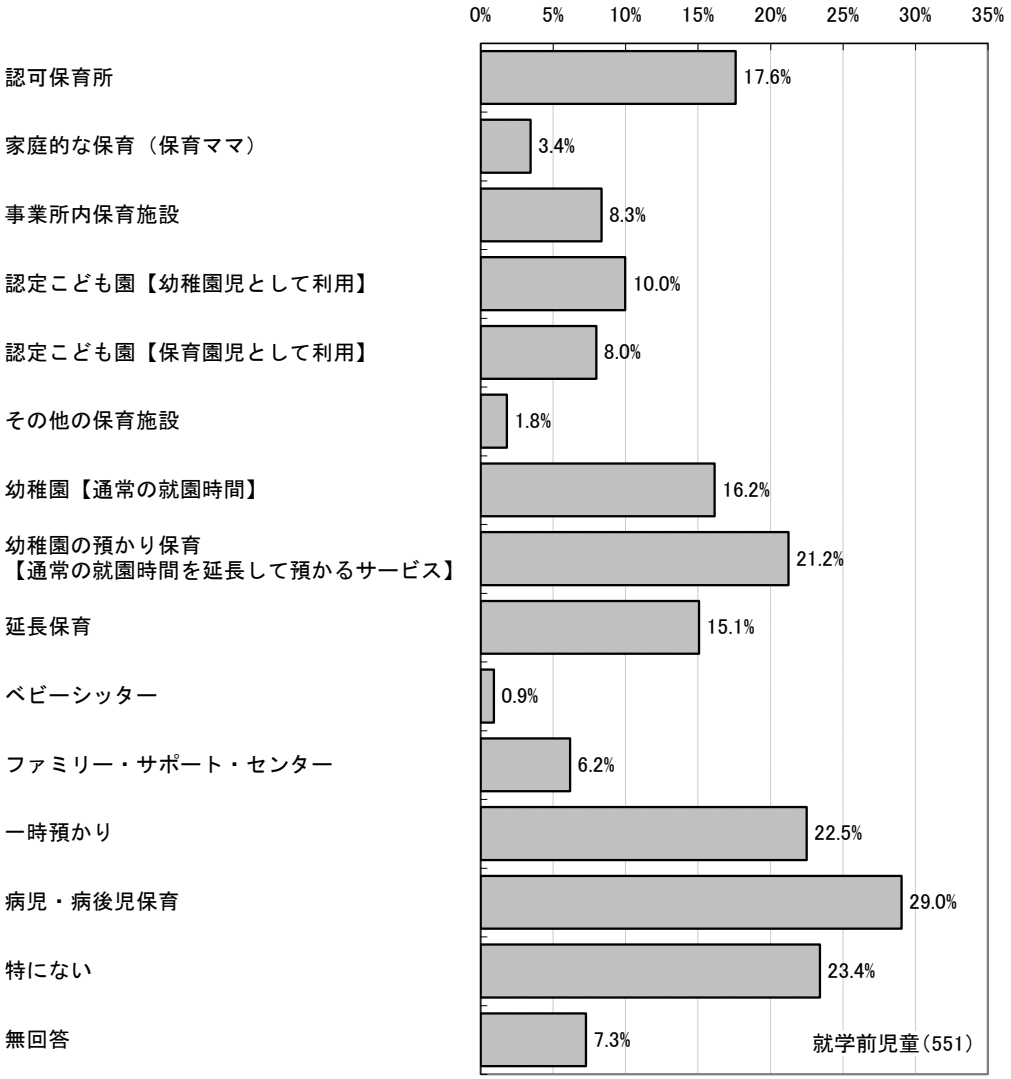

（２）仕事・家事・プライベート時間の調和（ワーク・ライフ・バランス）

① 仕事と生活の調和について

仕事と生活の調和について、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに、「とれていると思う」が「とれているとは思わない」を上回る結果となっています。

父親と母親で比較すると、母親では「とれていると思う」がともに７割近くを占め、「とれているとは思わない」の２倍以上を占めていることから、母親は父親よりも比較的仕事と生活の調和がはかられていると思われます。

また、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者を比較すると、父親・母親ともに就学前児童を持つ保護者の方が「とれているとは思わない」が多くなっており、就学前児童を持つ保護者の方が仕事と生活の調和をより必要としていることが分かります。

父親の仕事と生活の調和

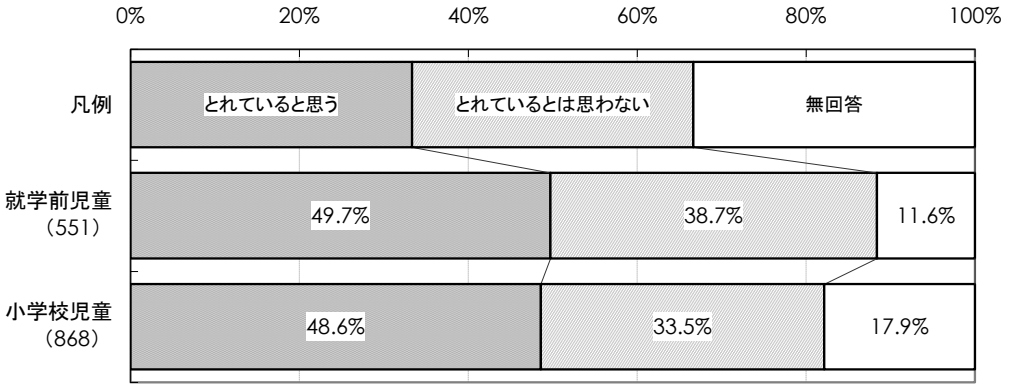

母親の仕事と生活の調和

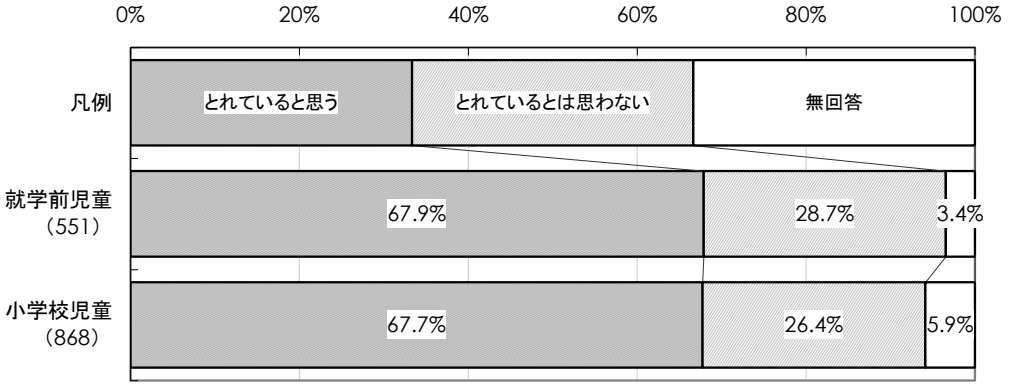

② 仕事と子育ての両立のために職場において必要だと思うもの

仕事と子育ての両立のために職場において必要だと思うものについて、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」、「育児休業・介護休業の取得に関する上司や同僚の理解」となっており、職場において育児休業を取得することへの周囲の理解を求める人が多くなっています。

また、母親では「在宅勤務などの多様な働き方が可能な制度づくり」についても就学前児童・小学校児童ともに１割以上を占める回答があり、多様な働き方の実現に対する要望も大きくなっています。

父親が仕事と子育ての両立のために職場において必要だと思うもの

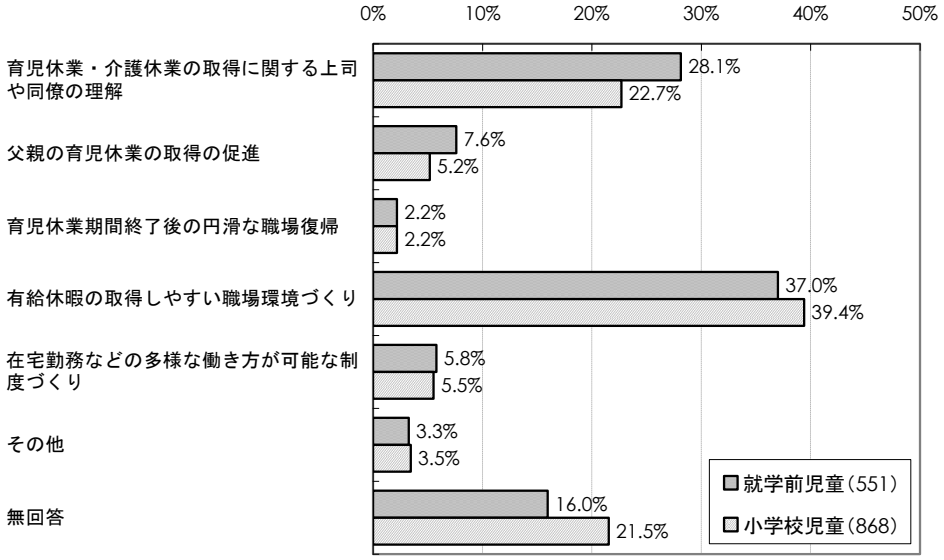

母親が仕事と子育ての両立のために職場において必要だと思うもの

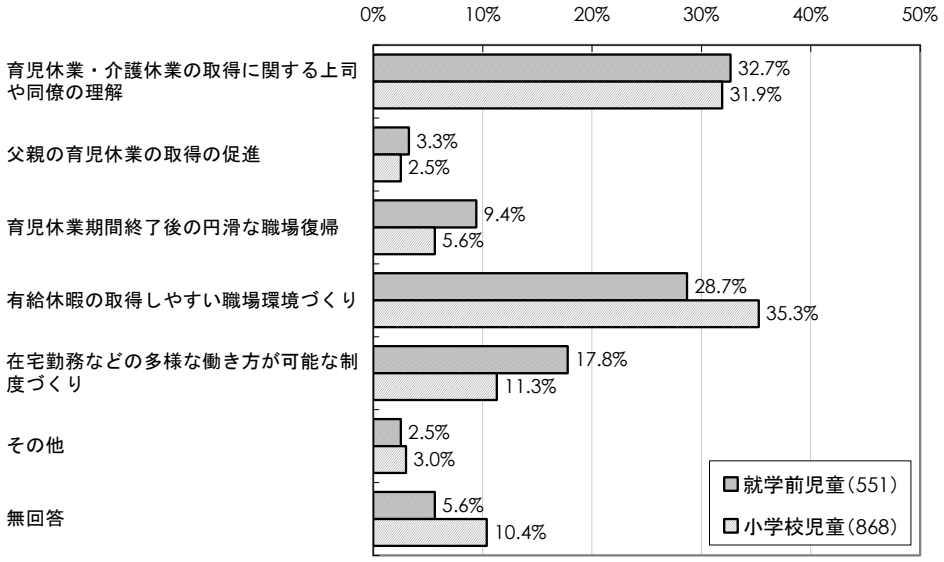

（３）子育てに対して感じていること

① 子育てに対する不安や負担感の有無

子育てについて、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「なんとなく不安や負担を感じる」が最も多くなっており、「非常に不安や負担を感じる」と合わせると、ともに４割以上の人が子育てについて不安や負担を持っています。

また、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者を比較すると、就学前児童を持つ保護者の方が不安や負担を感じている人が多くなっています。

子育てについて感じる不安や負担感の有無

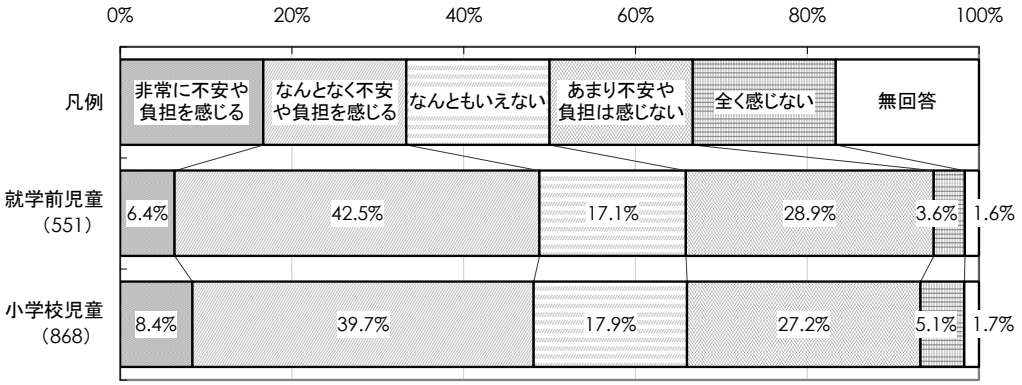

② 子育てに不安や負担を感じる理由

子育てに不安や負担を感じる理由について、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから」、「子どもの教育やいじめなどが心配だから」、「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから」の回答が多くなっており、子育てに対する経済的な支援や、いじめや犯罪・事故の防止など、子どもが安全・安心に暮らせるような生活環境の整備を求める人が多くなっています。

子育てに不安や負担を感じる理由

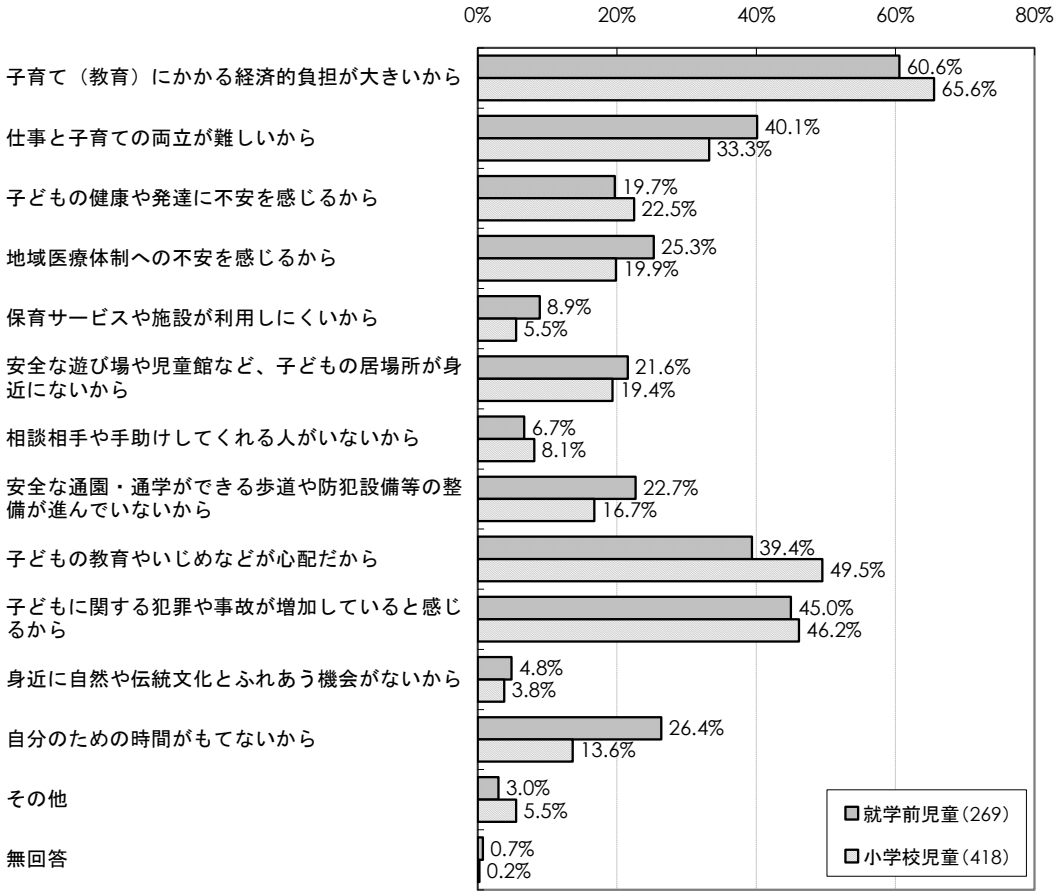

（４）身近な地域の人に期待すること

子育て支援として身近な地域の人に期待していることについて、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「子どもが犯罪や事故にあわないよう、見守ってほしい」、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」の回答が多くなっており、安全・安心なまちの整備として、子どもへの見守りなどを求める人が多い結果となっています。

身近な地域の人に期待すること

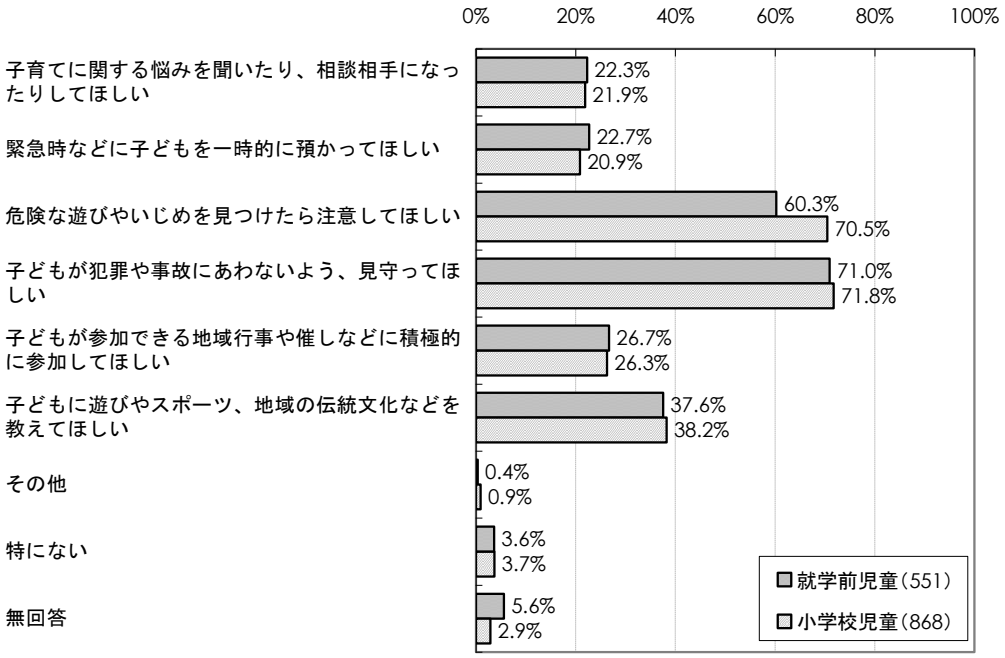

（５）行政に望む子育て支援策

三好市に望んでいる子育て支援策については、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」、「子どもといっしょに楽しめるイベントの機会を増やしてほしい」が多くなっており、医療面の充実、親子で参加できるイベントの開催や、子ども連れに配慮された場所の提供について望む人が多い結果となっています。

行政に望む子育て支援策

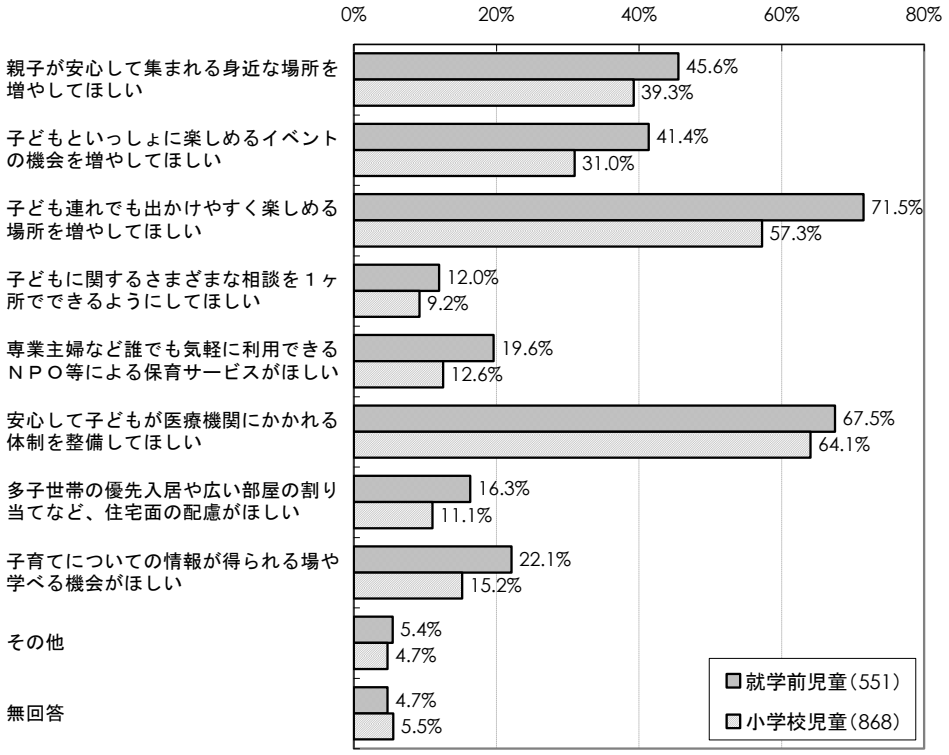

４　推計人口

（１）推計人口

住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法※により人口推計を行いました。

年齢３区分別にみると、年少人口および生産年齢人口は減少傾向にあるのに対し、老年人口は増加しており、さらなる少子高齢化の進行が予測されます。

推計人口と年齢３区分人口（比率）の推移

単位：人、％

区　　分	実績			推計値					
	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
総人口	33,837	33,052	32,393	31,711	31,332	30,517	29,813	29,141	27,121
年少人口（0～14歳）	3,525	3,359	3,200	3,063	2,903	2,754	2,616	2,479	2,218
(総人口比)	10.4	10.2	9.9	9.7	9.3	9.0	8.8	8.5	8.2
生産年齢人口（15～64歳）	18,205	17,671	17,349	16,959	16,748	16,380	15,806	15,271	13,565
(総人口比)	53.8	53.5	53.6	53.5	53.5	53.7	53.0	52.4	50.0
老年人口（65歳以上）	12,107	12,022	11,844	11,689	11,681	11,383	11,391	11,391	11,338
(総人口比)	35.8	36.4	36.6	36.9	37.3	37.3	38.2	39.1	41.8

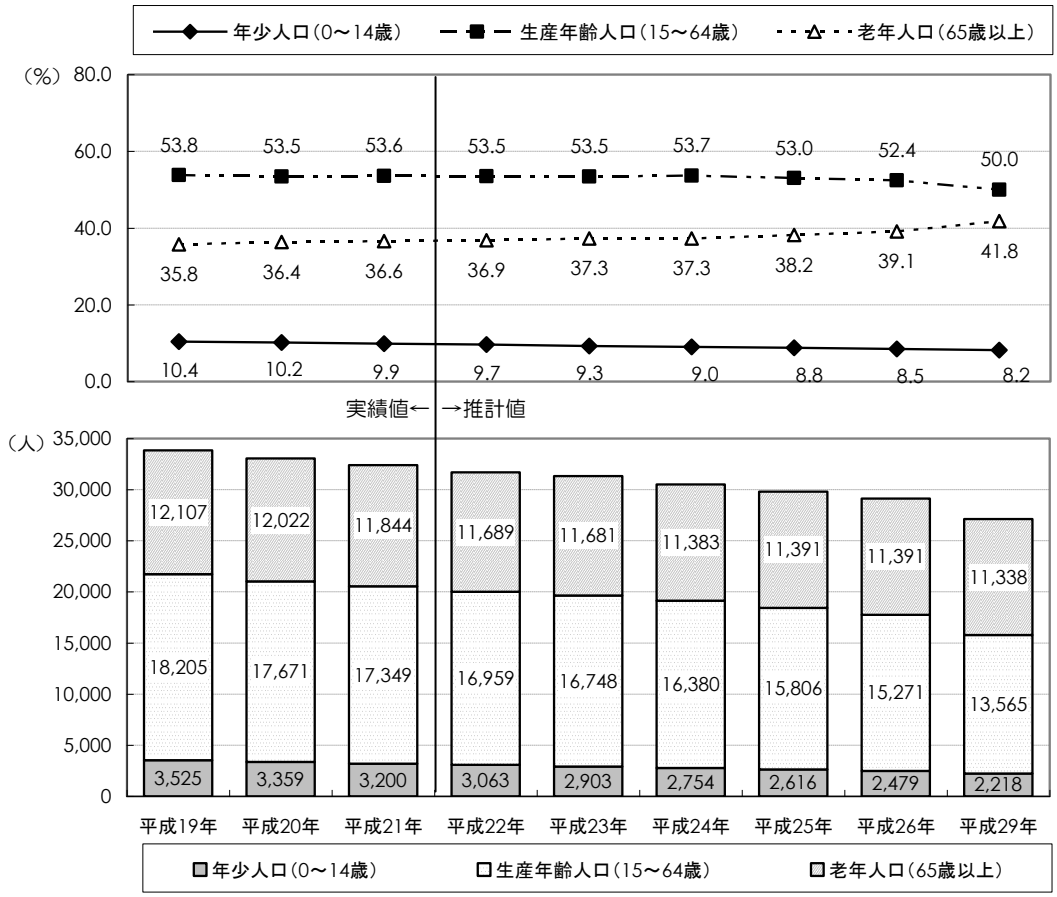

（２）推計児童人口

推計児童人口は減少傾向となっており、総人口に対する割合も同様に減少傾向になると推定されます。

また、年齢別にみると、どの年齢層でも減少傾向であるものの、0～5 歳人口は緩やかな減少傾向にあるのに対し、6～11 歳・12～17 歳人口の減少は大きいと予測されます。

推計児童人口（比率）の推移

単位：人、％

区　　分	実績			推計値					
	平成19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度
児童人口（0～17 歳）	4,501	4,268	4,086	3,902	3,738	3,556	3,410	3,240	2,793
（総人口比）	13.3	12.9	12.6	12.3	11.9	11.7	11.4	11.1	10.3
0～5 歳	1,076	1,029	998	952	918	887	859	831	757
6～11 歳	1,572	1,462	1,368	1,285	1,193	1,122	1,080	1,047	932
12～17 歳	1,853	1,777	1,720	1,665	1,627	1,547	1,471	1,362	1,104

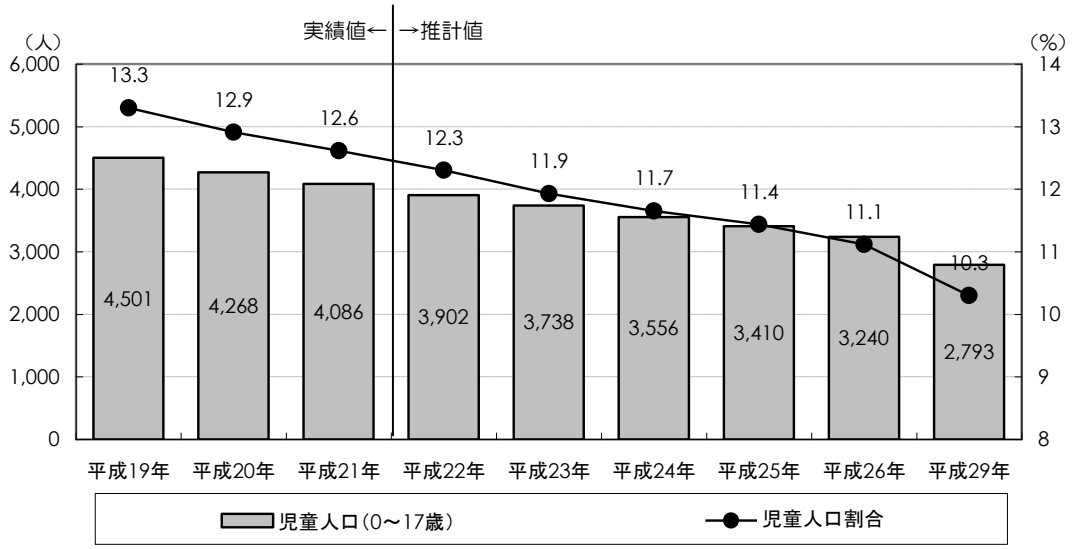

※ コーホート変化率法とは・・・

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本市では、総合計画における将来像を、「いつまでも住み続ける・幾度となく足を運びたくなる大好きな故郷」と定め、地域住民が美しい自然環境・景観や拠点性をはじめとする市の地域特性や資源を活かしたまちづくりに積極的に参画しいつまでも住み続けたくなるまち、また、訪れる人が幾度となく足を運びたくなるまちづくりに取り組んでいます。

子育てに夢や希望や生きがいが見いだせないといわれる現代社会、価値観の多様化が叫ばれる中で、若者の晩婚化、未婚化が進み、少子化という社会現象を引き起こしています。

この少子化という由々しき現象に歯止めをかけ、子育ての楽しさが実感できる地域社会の実現を目指すことは、保護者が子育てについての第一義的責任を持つという基本的な認識の下に地域・行政・関係機関・事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育ての意義について理解を深めていくことが必要です。

本計画では、子どもを安心して生み育てることができる社会づくりに向け、子育て支援サービスの充実をはじめとして多面的な施策を総合的に推進していくとともに、子どもたちが家族や地域の人達の温かい愛情に包まれながらいきいきと育ち、そして、子どもや子育て家庭が地域の人に温かい気持ちで見守られる、子育てに優しいまちの実現をめざします。

基本理念

住みやすく、育てやすいまちづくりをめざして

２　基本方針

今後の次世代育成の推進にあたっては、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもをとりまく環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の８つの基本方針を設定し、それらを８つの柱として総合的に施策を推進します。

（１）地域における子育ての支援

都市化の進行や核家族化の進展等に加え、人々のライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、人と人との結びつきが薄れる中で、「身近に相談する人がいない」、「子どもを一時的に預けられる体制が十分でない」などの理由から、育児への負担や不安、孤独感を感じる人が増えています。

このため、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供するほか、市民同士の支えあい意識の醸成に努めます。

（２）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。

母子をとりまく環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要であり、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを、関連分野や関係団体と連携して推進します。

（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

21 世紀の社会に主体的に力強く対応できる、人間性豊かな人材の育成が求められています。“元気”が育つひとづくりのために、生涯を通じて学ぶことができ、文化にあふれ健康に暮らせる仕組みの確立に取り組みます。

（４）子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。

このため、安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。家庭では父親の子育てへの参画を促進し、父親・母親が子育ての楽しさと難しさを共有しつつ、職場においてもこれまでの慣行や意識を変え、子育てや家庭生活・地域生活と仕事が両立できるよう、環境の整備が求められています。

このため、職場環境の整備を促進するとともに、関連法制度の普及などに取り組むほか、男女が共に参画して子育てを行えるよう、男性の育児参加を念頭に置いた環境づくりを推進します。

（６）子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには警察をはじめとする関係機関・団体と一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。

地域の実情に即し、子どもの視点に立った、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、犯罪等の防止に配慮したまちづくりを推進します。

（７）要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感がみられ、子育て支援サービスに関する情報や利用などにも配慮が必要です。障がいのある子どもについては、ノーマライゼーションの理念に基づいて、障がいのない子どもとともに成長できるような配慮が必要です。

また、児童虐待の件数は年々増加しており、各方面で取り組みの強化が図られていますが、今後は具体的な事例に基づいて調査・研究を重ね、職員の資質の向上を図りながら、迅速・的確な対応や関係課の連携の強化を図る必要があります。

このため、特に支援が必要な要保護児童家庭へのきめ細かな対応を地域全体で支えるよう努めます。

（８）経済的支援

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、保育料などの軽減を行い、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに努めます。

３　主な視点

平成 15 年 7 月に成立した、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条第 1 項の規定により行動計画策定指針が設けられ、8 つの視点に基づき前期計画は策定されました。その後の社会情勢の変化にともなう見直しが平成 21 年 3 月に行われ、新たな視点を加えた、以下の 9 つの基本的視点が後期計画には求められています。

（１）子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

（２）次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

（３）サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

（４）社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

（５）仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。こうした取組については、地域においても、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

（６）すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

（７）地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う様々な地域活動団体、社会福祉協議会や様々な民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多いことから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

（８）サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

（９）地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

第４章　施策の展開

基本方針１　地域における子育ての支援

◆◇現状と課題◇◆

子どもたちは、家庭や地域、保育所・幼稚園、学校などで、様々な人たちと関わりながら成長します。地域ぐるみで子育てを支援して子どもの育ちを見守るといった連帯意識は、重要な子育て力であると考えられています。しかし、少子化や核家族化の進行により、地域と子育てのつながりは弱くなっており、子育てに不安や負担を感じ、社会から孤立する状況も少なくありません。

地域ぐるみで子育てを支援することは、子どもを育てる親に対して育児知識を提供したり、見守りによる安心感を与え、子育ての負担や不安を軽減するなど、家庭の子育てを支援する役割を果たすとともに、地域の子ども同士・親同士、さらには高齢者をはじめとする世代を超えたさまざまな交流が、子どもの育つ力そのものを支援する力となります。

すべての家庭が安心して子育てできるよう、支援サービスや保育サービスの充実、また子どもや子育て家庭に対する見守りやさまざまな地域活動を通じ、人と人のつながりを大切に、地域全体で子どもを育てる体制づくりが必要とされています。

◆◇推進施策◇◆

【1-1】地域における子育て支援サービスの充実

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
はぐくみクラブ事業	健康づくり課	在宅の乳幼児とその保護者に対し、運動会等の参加型イベントを開催し、子育て支援・交流・情報提供を行います。	継続
子育てマップの作成	子育て支援課	誕生のときから子育てに関わる情報を一元化して提供し、子育てのしやすいまちづくりを目指します。	新規
子育てボランティアの育成	子育て支援課	子育てに関する潜在的な人材を発掘、育成し、また組織化することで、地域社会での子育ての輪を広げます。	新規

【1-2】保育サービスの充実

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
乳児保育	保育所	通常保育に加え、概ね生後５ヶ月から乳児保育を行います。	継続
延長保育	保育所	保護者の就労援助として、延長保育を行います。	継続

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
子育て短期支援事業（ショートステイ･トワイライトステイ事業）	子育て支援課	保護者が疾病、疲労、その他の身体上もしくは精神上、又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護する事が必要な場合等に、児童福祉施設等において養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	継続
休日保育事業	保育所	現在祝日保育を行っている保育所については引き続き実施します。	継続
一時預かり事業	保育所	保護者の休養や疾病、負担軽減に対応して、一時的に児童を保育所で預かります。	継続
ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課	保護者の緊急ニーズに対応して児童の送迎や短時間の預かりなどのサービスを提供する組織を結成し、会員登録制度のもと運営を行うもので、新規導入を検討します。	新規
保育所の保育の質の向上	保育所	国が策定した保育所の保育の質の向上のためのアクションプログラムを踏まえ、保育内容の向上をめざします。	新規

【1-3】児童の健全育成

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
青少年育成事業	生涯学習課	青少年の健全育成に関わる関係団体と連携して、街頭キャンペーンや講演会を開催し、非行防止や有害環境の排除に取り組みます。また、学校での自主的な健全育成活動を支援します。	継続
学校施設の開放	スポーツ健康課	社会体育の普及並びに幼児・児童の安全な遊び場の確保のため、全小・中学校の運動場、屋内運動場を学校教育に支障のない範囲で開放しています。	継続
主任児童委員による相談事業	地域福祉課	主任児童委員による児童虐待や子育てに関する相談事業を行います。	継続
世代間交流・地域活動事業	保育所	運動会などの各種イベントに、地域のお年寄りや青少年を招いて伝統の継承や交流を図ります。	継続
子育て支援センター事業	子育て支援課	子育て支援センター事業として、家庭保育児童と保護者に遊びや交流、情報交換の場を提供します。	継続
国際交流事業への参画	地域振興課	アメリカ、タクイラ市、ザ・ダルズ市との姉妹都市交流事業に市内の中学生を参加させ、市民間の交流を図るとともに国際感覚のある人材の育成を図ります。	継続
放課後児童健全育成事業	子育て支援課	保護者の就労支援や児童の健全な育成に資することを目的として、小学生低学年児童を中心に、放課後児童クラブで預かります。	継続
相談員による相談事業	子育て支援課	家庭相談員・母子自立支援員等による相談や家庭訪問を行い、家庭における子育てを支援していきます。	継続

基本方針２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

◆◇現状と課題◇◆

子どもの健やかな成長のためには、子どもとその親がともに健康でいられる環境を作ることが不可欠です。

特に、妊娠期の女性は、生まれてくる子どもにも影響する可能性があることから、健康に対する注意が必要です。また、生まれてきた子どもの健康管理、母親などへの情報提供など、母子保健サービスの充実が求められています。

しかし、子どもは乳・幼児期から児童期へと、活動の場を広げることにより健康に対する様々な問題が発生しています。特に近年では、生活習慣病の低年齢化など、あらたな問題も生じており、各年齢に応じたきめ細かな健康管理が必要になります。

こうしたことから、病気や障がいの早期発見だけでなく、育児不安の軽減・解消、近年大きな社会問題になってきている児童虐待防止の観点からも、関係機関と連携した医師、保健師などによる健康診査や相談など発達年齢に応じたきめ細かな指導が大切です。

◆◇推進施策◇◆

【2-1】子どもや母親の健康の確保

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
予防接種事業	健康づくり課	伝染の恐れがある疾病の発生予防、及び蔓延を予防するために予防接種を実施します。	継続
乳児相談訪問事業	健康づくり課	こんにちは赤ちゃん事業として新生児のいる家庭を訪問し、必要に応じて養育支援家庭訪問事業につなげます。	継続
母子健康手帳交付	健康づくり課	妊産婦及び乳幼児の健康管理を進めるため、妊娠届けをした時に、母子健康手帳を交付します。	継続
乳児健康診査	健康づくり課	（集団）乳児に対する健康診査と相談、情報提供、適切な指導を行います。 （個別）医療機関に委託し、乳児健康診査を行います。	継続
幼児健康診査	健康づくり課	1 歳半から 5 歳児までの健康診査と相談、情報提供、保健指導、栄養指導等を行います。	継続
妊婦健康診査	健康づくり課	医療機関に委託し、妊娠中の健康診査を行います。	継続
マタニティ教室	健康づくり課	妊婦及びパートナーに対し、適切な保健指導、栄養指導と情報提供を行います。	継続

【2-2】「食育」の推進

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
母子栄養管理事業	健康づくり課	乳幼児期の離乳食実習など、正しい食習慣や育児に対する知識を指導します。	継続
地産地消推進事業	スポーツ健康課	学校給食の食材を地元生産者から購入するなど、地場産食材の普及啓発を図ります。	継続

【2-3】思春期保健対策の充実

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
児童ふれあい交流促進事業	健康づくり課	思春期ふれあい体験学習として、思春期の児童・生徒に性教育や生命の大切さの学習・指導を行います。	継続

【2-4】小児科医療の充実

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
乳幼児等医療費助成	保険医務課	疾病の早期発見と治療に資することを目的として、乳幼児及び児童の医療費を助成します。	継続
病児･病後児保育の実施	子育て支援課	医療機関に委託するなど病児・病後児の保育を行うもので、導入を検討します。	新規

基本方針３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

◆◇現状と課題◇◆

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。家庭における養育機能の低下が懸念される中で、保護者が自信と責任を持ち家庭で子育てができるよう、多様な子育てに関わる情報や学習機会を提供し、家庭における教育問題に対応する相談体制の整備を図ることが大切です。

また、学校教育においては、近年のグローバル化、情報化、少子化など社会構造の急速かつ大きな変化や、人々の意識や価値観の多様化に伴い、保護者の要望はこれまでになく多様で高度なものになっています。

さらに、地域は、学校も家庭も含む子どもの生活基盤であり、成長の基盤です。しかし、個人中心の生活様式や学歴重視の社会状況の中で、子どもが地域の人や自然文化とふれあう機会が減少しているとともに、地域社会が地域の子どもを育てる力も弱くなってきています。

今後は、子どもたちがゆとりある教育環境の中で、基礎・基本の習得に加え、心豊かにたくましく「生きる力」を育むことができる教育環境の整備、また、家庭や学校、地域と連携して子どもを育てる環境づくりを推進する事が大切です。

◆◇推進施策◇◆

【3-1】次代の親の育成

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
人権教育推進活動	生涯学習課	あらゆる差別の解消に向け取り組みを推進しつつ、児童虐待や子どもの人権について理解を深めるため、ＣＡＰに関する講座や研修会を継続して開催します。	継続

【3-2】教育機関の教育環境等の整備

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
学校環境整備	学校教育課	将来的な人口の推移に対応し、幼児教育・保育を含めて園や学校の適正規模の維持に努めます。また、耐震化など安全な校舎の確保に努めます。	継続
外国青年招致事業	学校教育課	国際理解を深めるため、英語指導助手による英語教育の充実や地域レベルでの国際交流の進展を図るとともに、国際感覚豊かな人間性と町づくりを推進します。	継続
情報通信環境の整備	学校教育課	学校におけるＩＣＴ教育環境を整備するとともに、ＩＣＴ指導力の向上や、情報モラル教育による有害情報からこどもを守る教育を推進します。	継続

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
人権教育推進活動【再掲】	生涯学習課	あらゆる差別の解消に向け取り組みを推進しつつ、児童虐待や子どもの人権について理解を深めるため、ＣＡＰに関する講座や研修会を継続して開催します。	継続
放課後こども教室	生涯学習課	放課後の時間を活用して地域ボランティア参画を得て、子どもたちと共に実施している学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを継続します。	継続
そよかぜ学級	学校教育課	いじめや校内暴力等の問題行動、不登校や学校不適応などの生徒指導上の問題及び生徒のさまざまな悩みに対応できる教育相談体制の充実を図ります。	継続
総合学習時間の導入	学校教育課	産業・福祉・文化など、各分野での体験学習を行い、地域社会への理解を深めます。	継続

【3-3】家庭や地域の教育力の向上

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
育児サークル育成事業	健康づくり課	地域における育児環境の整備の一環として、育児サークル活動に対し、交流の促進や活動場所、情報の提供等を行います。	継続
読み聞かせ事業	図書館	幼児や児童に絵本や本を読み聞かせる事業により、本に対して関心を深める活動を継続します。	継続
スポーツ施設の整備充実	スポーツ健康課	スポーツ普及と健康増進のためスポーツ施設の整備充実を図ります。	継続
スポーツ大会･教室の開催	スポーツ健康課	児童参加のスポーツ大会・教室を企画します。また各団体が主催する大会・教室に支援を行います。	継続
スポーツ少年団の育成	スポーツ健康課	スポーツ少年団の育成を図り、児童の健康増進と健全育成を図ります。	継続
社会体育施設の利用提供	スポーツ健康課	社会体育施設を児童のスポーツ活動に利用します。	継続

基本方針４　子育てを支援する生活環境の整備

◆◇現状と課題◇◆

子育てをする上で、子どもを取り巻く生活環境はとても大切なものです。子育て家庭を含むすべての地域の人が、快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちの整備の推進を図る必要があります。

◆◇推進施策◇◆

【4-1】良好な居住環境の確保

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
児童遊園整備事業	子育て支援課	市内に児童遊園を設置し、安全な遊び場を提供します。	継続

【4-2】安全・安心なまちづくりの推進

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
交通安全教室	総務課	交通安全協会、交通安全母の会等と連携し、交通安全教室を開催します。（幼稚園、保育所、小学校等）（新入学幼児、児童親子交通安全教室）	継続
スクールガード事業	学校教育課	児童の下校時の見守りなどを行うボランティアやリーダーの養成を行います。	継続

基本方針５　職業生活と家庭生活との両立の推進

◆◇現状と課題◇◆

女性の高学歴化や就業構造の変化、生活水準向上への意欲等の理由から女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的になりつつあります。

しかし、女性の社会進出が進んでいるとはいえ、家庭の負担のほとんどを女性が担っているのが現状です。日本の社会の中では、男性は家庭や家族よりも仕事を優先するという考え方がいまだ根強く残っていると言えます。この職場優先の考え方は、女性の社会進出を阻害し、就労している女性の結婚や出産を断念させてしまうことが懸念されます。

平成 19 年には少子化対策の一つとして、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、男女が協力し合って、仕事と家庭生活、その他の活動のバランスを図ることが求められています。

会社や社会において、子どもを育てる責任と喜びを分かち合うためには、男性も含めた働き方の見直しを進めるとともに、職場優先の考え方や固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がともに仕事と家庭が両立するような多様な働き方を選択できるよう、社会全体で積極的に支援する必要があります。

仕事をもつ親が子どもを安心して生み育てられるようにするには、安心して預けられる、利用しやすいきめ細かな保育サービスの提供を進めるとともに、勤労者や事業主双方の意識啓発を推進するため、広報や啓発、情報提供等を関係機関と連携しながら進めていくことが大切です。

◆◇推進施策◇◆

【5-1】父親と母親の家庭教育における協働意識の啓発

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
広報活動	子育て支援課	子育てにおける男女共同参画の意識を啓発し、情報を提供します。	継続

【5-2】両立支援のための環境づくり

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
放課後児童健全育成事業【再掲】	子育て支援課	保護者の就労支援や児童の健全な育成に資することを目的として、小学生低学年児童を中心に、放課後児童クラブで預かります。	継続
放課後こども教室【再掲】	生涯学習課	放課後の時間を活用して地域ボランティア参画を得て、子どもたちと共に実施している学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを継続します。	継続
乳児保育【再掲】	保育所	通常保育に加え、概ね生後 5 ヶ月から乳児保育を行います。	継続
延長保育【再掲】	保育所	保護者の就労援助として、延長保育を行います。	継続
子育て短期支援事業（ショートステイ･トワイライトステイ事業）【再掲】	子育て支援課	保護者が疾病、疲労、その他の身体上もしくは精神上、又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護する事が必要な場合等に、児童福祉施設等において養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	継続
休日保育事業【再掲】	保育所	現在祝日保育を行っている保育所については引き続き実施します。	継続
一時預かり事業【再掲】	保育所	保護者の休養や疾病、負担軽減に対応して、一時的に児童を保育所で預かります。	継続

基本方針６　子どもの安全の確保

◆◇現状と課題◇◆

子どもが健全に育つには、その生活が安全かつ安心できるものであることが不可欠です。

近年、近所の公園・道路（通学路）・空き地等の生活の場で、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事例が報告されており、子ども達が戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。

子どもの交通事故防止のために、警察、保育所（園）、幼稚園、学校、地域などとの連携のもとに総合的な交通事故防止対策の推進が必要です。また、保育所（園）や幼稚園、学校における交通安全教育や地域の交通安全運動を推進し、正しい交通マナーの実践と交通安全意識の高揚を図っています。

また、児童生徒が不審者に声をかけられたり、被害を受けそうになったときに助けを求める場所として「子ども１１０番」があります。小・中学校通学路にある商店や事業所、住宅等に協力を依頼し、保護や連絡をしてもらうことにより、児童生徒の安全確保を図っています。

今後とも子どもを犯罪から守るため、関係機関・団体同士が連携を強化し、犯罪に関する情報提供の徹底など、地域の人が子どもの危険を察知し、子どもを犯罪等の被害から守ることができるような環境づくりを進めることが大切です。

◆◇推進施策◇◆

【6-1】交通安全の確保

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
交通安全教室【再掲】	総務課	交通安全協会、交通安全母の会等と連携し、交通安全教室を開催します。（幼稚園、保育所、小学校等）（新入学幼児、児童親子交通安全教室）	継続

【6-2】犯罪から守る活動

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
スクールガード事業【再掲】	学校教育課	児童の下校時の見守りなどを行うボランティアやリーダーの養成を行います。	継続

基本方針７　要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

◆◇現状と課題◇◆

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなってきています。このため、若い親は相談相手もいないまま子育てに取組まなければならず、育児不安やストレスに悩む例が増えており、そうした育児不安を背景に、児童虐待などの大きな社会問題を招いています。

児童虐待に対しては、きめ細かな対策が求められており、子育て負担の軽減による虐待の予防、早期発見・早期対応をめざした市民への広報・啓発、相談支援体制の充実や保健、医療、福祉、教育、警察、司法など関係機関との連携をもとにネットワークを構築し、その対策に努めていく必要があります。

また、ひとり親家庭や障がい児がいる家庭は、一般の子育て家庭に比べ、より多くの支援や配慮を必要とします。こうした状況を踏まえ、母子・父子家庭では、世帯の自立支援が重要な課題であり、障がい児のいる家庭に対しては、きめ細かな育児相談や特別支援教育など、保健、医療、福祉、教育等の連携体制が求められています。

本市においては、ひとり親家庭や障がい児がいる家庭への支援としてさまざまな事業を実施しています。コミュニケーション不足や情報不足などが懸念されることから、制度や事業の周知を図る必要があります。

◆◇推進施策◇◆

【7-1】児童虐待防止対策の充実

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
要保護児童対策 地域協議会の運営	子育て支援課	通告や相談に対応し、要保護児童対策地域協議会を随時開催し、対応を協議、実施します。 また、各種研修会・講演会などにより協議会員の質の向上を図ります。	継続

【7-2】障がいのある子どもへの支援の充実

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
特別児童扶養手当	子育て支援課	精神又は身体が障がいの状態にある 20 歳未満の児童を監護している保護者に対し、手当を支給します。	継続
障害児福祉手当	長寿障害 福祉課	日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある在宅の 20 歳未満の重度障がい児に対し、手当を支給します。	継続

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
重度心身障害者等医療費助成	保険医務課	障がい者（児）に対し、医療費の一部を助成します。また母子家庭の母及び児童（18 歳の年度末）に対して、医療費の一部を助成します。（入院治療に限る）	継続
障害福祉サービスの実施	長寿障害福祉課	居宅介護等の訪問系サービス、児童デイサービス等の日中活動系サービス、相談支援等の障害福祉サービスを行います。	継続
精神通院医療費の負担軽減	長寿障害福祉課	所得に応じ、通院に係る医療費の負担を軽減します。	継続
補装具の支給	長寿障害福祉課	身体障がい児の失われた部位、障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具の支給及び修理を行います。	継続
地域生活支援事業の実施	長寿障害福祉課	日常生活用具給付、日中一時支援などの地域生活支援事業を行います。	継続
特別支援教育制度	学校教育課	特別に支援を要する児童に対し、援助を行います。	継続
障害児保育	保育所	集団保育が可能な障がい児の受入れを行います。	継続
そよかぜ学級【再掲】	学校教育課	いじめや校内暴力等の問題行動、不登校や学校不適応などの生徒指導上の問題及び生徒のさまざまな悩みに対応できる教育相談体制の充実を図ります。	継続

【7-3】ひとり親家庭への支援対策

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
児童扶養手当	子育て支援課	18 歳（の年度末）までの児童を養育している配偶者のいない親又は、親がいない場合において養育する養育者に手当を支給します。	継続
重度心身障害者等医療費助成【再掲】	保険医務課	障がい者（児）に対し、医療費の一部を助成します。また母子家庭の母及び児童（18 歳の年度末）に対して、医療費の一部を助成します。（入院治療に限る）	継続
母子世帯小口資金貸付	子育て支援課	母子世帯が少額の資金を緊急に必要とするとき、応急的な経済援助をはかるために必要な資金として貸付けます。	継続
母子寡婦福祉会の育成	子育て支援課	母子寡婦福祉の推進に重要な役割を果たしている母子寡婦福祉会の育成を図り、母子寡婦の福祉向上を図ります。	継続
母子寡婦等福祉相談	子育て支援課	母子自立支援員が母子家庭等の自立に必要な助言・指導・手当・貸付制度などの相談に応じます。	継続

基本方針８　経済的支援

◆◇現状と課題◇◆

出産や育児に要する費用をはじめとして、子育てには多くの費用が必要です。このような経済的負担が大きいために、希望する子どもの数が持てなかったり、子どもを持つこと自体をためらう場合もあり、それが少子化の一因とも考えられています。

育児にかかる費用の負担軽減のための施策の充実は、昨今の厳しい経済情勢の中、家庭における子育て支援の重要課題の１つとなっています。

◆◇推進施策◇◆

【8-1】経済的な支援の推進

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針	
子ども手当	子育て支援課	国の施策に応じ、子ども手当などの経済的支援を行います	継続
就学援助	学校教育課	経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に学校必要経費の一部を補助します。	継続
奨学資金貸付	学校教育課	市内に住所を有する者の子弟でかつ高等学校（高等専門学校を含む）、大学等（専門学校を含む）に在籍、または入学が決定しており、学業、人物とも優秀な者で、経済的理由により就学が困難な者に対して貸し付けるもの。	継続
幼稚園保育料の軽減	学校教育課	家庭の所得に応じて幼稚園保育料の軽減を行い、保護者の負担軽減を図ります。	継続
保育所保育料の軽減	子育て支援課	保育所保育料を国基準より低く設定し、保護者の負担軽減を図ります。	継続

■　事業の数値目標

事 業 名			平成 21 年度 （現状値）	平成 26 年度 （目標値）
平日昼間の保育サービス				
	3歳未満児	認可保育所	229　人	229　人
		保育 5 サービス	229　人	229　人
		うち 家庭的保育事業	0　人	0　人
	3歳以上児	認可保育所	352　人	288　人
		保育 5 サービス	352　人	288　人
		うち 家庭的保育事業	0　人	0　人
		保育 6 サービス	372　人	288　人
		うち 認可保育所＋家庭的保育＋幼稚園の預かり保育	20　人	0　人
延長保育事業			4　箇所 20　人	4　箇所 20　人
夜間保育事業			0　箇所 0　人	0　箇所 0　人
トワイライト事業			1　箇所 10　人	1　箇所 10　人
休日保育事業			0　箇所 0　人	0　箇所 0　人
病児・病後児保育事業			0　箇所 0　日	1　箇所 100　日
放課後児童健全育成事業			12　箇所 380　人	12　箇所 360　人
地域子育て支援拠点事業 （ひろば型、センター型、児童館型）			3　箇所	5　箇所
一時預かり事業			7　箇所 350　日	10　箇所 500　日
ショートステイ事業			1　箇所	1　箇所
ファミリーサポートセンター事業			0　箇所	1　箇所

第５章　計画の推進に向けて

１　計画の推進

この計画は、子育て支援施策を計画的に推進するための指針となる計画であり、計画の推進にあたっては、市及び関係各機関並びに市民の皆さんがこの計画の基本理念を共有し、地域社会との連携によって次代を担う子どもたちを育んでいけるように努めます。

２　推進体制

子どもや家庭をとりまく環境の変化や家庭の多様化などから、子育てに関する問題やニーズも複雑、多様化しています。

子育てにまつわるあらゆる問題に、柔軟、迅速に対応するため、関係部局、関係機関との連携を常に図るよう心がけます。

３　計画の進捗状況の管理・評価

この計画によって決定された事業については、常にその進捗状況に注意し、遅滞なく実施していきます。

また、想定した効果が得られているか、市民ニーズに応えられるような効果が発揮できているかどうかを判断し、市民のみなさんの評価を得られるよう努力します。

資料

三好市次世代育成支援行動計画策定委員名簿

（敬称略、50 音順）

所属	職名	氏名	要綱第２条(区分)	備考
ＣＡＰみよし	代表	東　深　幸	関係者	
三好市医師会	会長	内　田　伸　昭	関係団体	
三好市私立保育園	代表	大　泉　真二郎	関係者	委員長
三好市議会	文教厚生委員長	大　浦　忠　司	関係団体	
国府養護学校池田分校	教諭	大　北　由里子	学識経験者	
県西部児童相談所	所長	大木元　繁	行政機関	
社会福祉法人池田博愛会	池田療育センター	大　谷　恵　子	関係団体	
三好市民生児童委員	協議会長	大　平　照　子	学識経験者	
三好市中学校校長会	西祖谷中学校長	喜　多　雅　文	関係団体	
三好市保育所長会	会長	木　村　恵美子	行政機関	
三好市主任児童委員	部会長	菅　井　弘　昭	関係団体	
三好市保健師	代表	高　橋　玉　美	行政機関	
三好市環境福祉部	部長	高　畑　敏　行	行政機関	
三好市幼稚園園長会	下名幼稚園長	武　岡　稔	関係団体	
三好市	副市長	武　川　修　士	行政機関	副委員長
三好市小学校校長会	箸蔵小学校長	田　村　京　子	関係団体	
三好市福祉事務所	所長	中　内　栄　一	行政機関	
三好公共職業安定所	所長	長　瀬　弘　樹	行政機関	
三好市ＰＴＡ連合会	会長	中　山　茂　樹	関係団体	
三好市教育委員会	教育次長	新　居　政　昭	行政機関	
阿波池田商工会議所	事務局長	西　岡　芳　明	学識経験者	
県西部総合県民局	保健福祉環境部長	平　田　健　一	行政機関	
おひさま会	会長	三　木　真　美	関係者	
こだま会	代表	八　木　由　紀	関係者	

三好市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 3 月 1 日
告示第 15 号

（設置）

第１条　次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに育成される社会の形成を実現するため、三好市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、委員 30 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）関係団体代表者

（２）関係者

（３）学識経験者

（４）関係行政機関の職員

（任期）

第３条　委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

２　資格の変更又は欠員補充によって委嘱された後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長１人、副委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、必要の都度委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

２　委員長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附　則

この要綱は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。